#### 特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1 カ年61.560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び (税込み・配送料実費)

入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

#### 令和元年 令和元年 (2019年) **12**月 R

No. 15067 1部377円(税込み)

### 発 行 所

### 一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階)[電話]06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト http://www.chosakai.or.jp/

#### 目 次

☆中国2018年知財に関する重要判例⑥ 知的財産事件における侵害不差止の適用に関する考察 (1)

☆知的財産研修会《新春知財セミナー》 (知的財産分野の悩ましい問題について)…(8)

## 中国2018年知財に関する重要判例 6

# 知的財産事件における侵害不差止の適用に関する考察

―河南金博士種業股分有限公司と徳農種業股分公司(元北京徳農種業有限公司)、 河南省農業科学院との植物新品種権侵害事件—

> 林達劉グループ1 北京魏啓学法律事務所

著者:魏 啓学、方善姫、常虹

目 次

はじめに

- I 事件の概要
  - 1. 基本情報
  - 2. 事件の経緯

- Ⅱ 本事件の争点に関する判示
  - 1. 侵害属否について
  - 2. 金博士社の差止請求について
  - 3. 損害賠償額の算定について

SAEGUSA & PARTNERS



## 特許業務法人

## 三枝国際特許事務所

大阪オフィス

〒541-0045 大阪市中央区道修町1丁目7番1号 北浜コニシビル TEL: 06-6203-0941(代) FAX: 06-6222-1068 e-mail: mail@saegusa-pat.co.jp

中野 睦子\* 社員·副所長 菱田 高弘\* 社員·副所長

化学・バイオ部 淀谷 幸平\* 森嶋 正樹 北野 善基\* 東野 匡容\* 兼本 伸昭\* 宮川 直之 河合 永文\* 八木 祥次 難波 泰明 野村 千澄 垂垣 盖行 内藤 瞇志 松野 陽介 岩澤 朋之\* 西橋 毅 竹本 有貴

機械·雷気部 新田 研太 鈴木 由充 木村 豊 鶴寛 奥山 美保 植田 慎吾 商標・意匠部

松本 康伸\* 小川 稚加美\* 吉木 覚史 上嶋 一美

代表社員:所 長 雅仁\* 員・相談役 三枝 英二\*

東京オフィス

藤田雅史

池上 美穂

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-8-1 虎の門三井ビル9F TEL: 03-5511-2855 FAX: 03-5511-2857 e-mail: tokyo@saegusa-pat.co.jp

洗 理恵\*

鴻 宗義

社員・副所長・東京オフィス所長 社員·副所長

斎藤 健治 岩井 智子

化学・バイオ部

商標・意匠部 田上英二 中村 剛\*

吉川 麻美 羽鳥 慎也



\*特定侵害訴訟代理可能

www.saegusa-pat.co.jp

- Ⅲ 知的財産事件における侵害不差止の適用に 関する考察
  - 1. 「侵害不差止」に関する法律規定及び司法 実践
  - 2. 「侵害不差止」の適用条件
  - 3. 権利者として留意すべき事項

おわりに

#### はじめに

本件は、「中国2018年知的財産権司法保護に係る 10大判例 | に選ばれ、「2018年河南裁判所知的財産権 司法保護に係る10大判例 | にも掲載されたものであ る。とうもろこしのハイブリッド「鄭単958」は、中 国が独自の知的財産権を持つとうもろこし種子の TOP1のブランドである。本件は、中国でとうもろ こしのハイブリッドの生産におけるハイブリッドと 親との関係に関して裁判所に訴えた最初の事件であ り、本件の判決により、各当事者がハイブリッドの 生産許諾契約を締結する際に、その親の権利者によ る許諾を得なければならないというルールが明らか にされた。また、裁判所は、被告に同種間交配種「鄭 58 を母としてハイブリッド「鄭単958 を生産する ことを禁止すると、巨大な経済的損失が生じること を考慮し、原告の侵害差止請求を認めなかったが、 侵害者の主観的な過失、収益状況、そして「鄭58」 の使用を停止せずに権利期間満了まで生産し続けた 場合の収益状況等に基づき、権利者が請求した4952 万元の賠償額及び合理的な支出を全額支持すること で、各当事者の利益のバランスを取った。本稿にお いて、本件の経緯及び争点を一々紹介した上で、知 財事件における侵害不差止の適用について検討する。

## I 事件の概要

#### 1. 基本情報

再審請求人(一審被告、二審上訴人): 德農種 業股分公司(元北京德農種業有限公司。以下、「德 農社」という。)

被請求人(一審原告、二審被上訴人):河南金

博士種業股分有限公司(以下、「金博士社」という。) 一審被告、二審上訴人:河南省農業科学院(以下、「農科院」という。)

## 判決情報

- 一審 河南省鄭州市中等裁判所 (2014) 鄭知 民初字第720号民事判決書
- 二審 河南省高等裁判所(2015)豫法知民終字 第00356号民事判決書

再審 中国最高裁判所(2018)最高法民申4587 号民事裁定書

### 2. 事件の経緯

ハイブリッド「鄭単958」(品種権番号: CNA200 00053.5) は、「鄭58」(品種権番号: CNA20000 028.4) を母、公有領域に属する「昌7-2」を父と して育成されたものである。「鄭58」の植物新品種 権者は金博士社であり、「鄭単958」の植物新品種 権者は農科院である。農科院は徳農社と「とうも ろこしのハイブリッド『鄭単958』の許諾契約」及 び補充合意書を締結し、徳農社に一定の期間内に 「鄭単958」を生産・販売することを許諾するとと もに、許諾料も規定した。また、徳農社が契約履 行のために種の生産を行う際に第三者の権利に関 わる場合には、徳農社が対応すると約定した。徳 農社は農科院の許諾をもって「農作物種子経営免 許 | を取得した後、甘粛省で「鄭単958 | を大量に 生産販売しはじめた。金博士社は、徳農社が許諾 なしに、商業的な目的で、「鄭58」を無断で使用し て「鄭単958」を生産・育成する行為は侵害に該 当するとして提訴し、徳農社への侵害差止及び損 害賠償4952万元を請求するとともに、農科院が連 帯責任を負担することを命じるよう請求した。鄭 州市中等裁判所は一審判決にて、徳農社が合計 4952万元の賠償及び合理的支出を支払い、農科院 が300万元以内に責任を負担し、金博士社の他の 請求を棄却すると言い渡した。徳農社と農科院は いずれも上訴した。河南省高等裁判所は二審にて、 農科院と金博士社がクロスライセンスをしており、 徳農社が許諾を受けて生産する際に第三者の権利 に関わる場合には、農科院とは関係がなく、徳農 社が対応することを明らかにした。従って、賠 償額に関する一審裁判所の判決を維持し、農科院 の連帯責任に関する一審裁判所の判決を取消した。